

# 知行国制の成立

寺内 浩

## はじめに

知行国制が院政期以降盛行することはよく知られたことである。この知行国制についてはこれまで多くの研究がなされているが、その成立過程に関しては大きく分けて制度史的視点と財政史的視点の二つの角度から研究が進められてきたといえよう。<sup>①</sup>

このうち前者は知行国制の「制度史的系統」<sup>②</sup>を問題にするもので、これまでの知行国制の成立過程の研究の中心をなしていた。とりわけ多くの議論がなされたのは、上皇などに与えられた院分により補任される「院宮分国」<sup>③</sup>と知行国との関係である。『古事類苑』（封祿部二賜封）には「賜国ハ院宮撰關大臣納言參議等ニ、闕国ノ国守ヲ賜ヒ、其所得ヲ収メテ以テ公私ノ用ニ供セシムルヲ謂フナリ」とあり、「院宮分国」と知行国とが同列に扱われている。そしてこの考えはその後も受け継がれ、村田正志氏は「院宮分国」は年給制度に由来するもので、知行国は「院宮分国」から「移及」したとされている。また、吉村茂樹氏は、知行国は年給制度だけでなく種々の非律令的封祿制度から発展したもので、「院宮分国」と知行国とは兄弟関係にあるが、その形態は全く同様とされている。さらに、時野谷滋氏は、「院宮分国」の源流は年給制度ではなく御料国制にあるとしながらも、「院宮分国」と知行国とは制度的系統を同

じくするとされている。このように、「知行国」と「院宮分国」とを同系統のものとし、その形態・構造の同一性を強調する考えは長い間通説の位置を占めていたのだが、こうした説に批判を加えたのが橋本義彦氏である。橋本氏は、「院宮分国」の源流は御料国制にあるとする時野谷説を承認する一方で、①「院宮分国」が任官関係の公文書にも表記される公式の制度であるのに対し、知行国は「朝廷の私事」である、②知行国制での知行国主の立場は受領と同じであり、「院宮分国」制での分国主の立場と大きく異なる、③知行国を「院宮分国」に充てるケースが存する、などの点から、知行国と「院宮分国」とは本来その起源も性格・構造も異なるものとされた。こうした橋本氏の通説批判について時野谷氏も支持を表明され、知行国の「制度的系統」については「全く新しい構想のもとに、最初から考え直す」ことが必要になったのである。

このように、知行国の制度的源流を探ろうとする研究は振り出しに戻ったのだが、知行国制を国司制度・受領制の変遷のなかでとらえようとしたのが上島享氏である。上島氏は、一世紀末以降院近臣受領が封戸制を解体させて受領の地位の家産化を進める一方で、封戸収入を失った公卿層が子息を受領にすることにより受領収入の確保を目指すようになり、こうして国務後見と受領収益取得が結びついて知行国制ができるとされている。橋本義彦氏のいわれるように、「知行国に於ては、国主は受領の背後に、しかも受領と同じ立場に立っている」のであるから、知行国の成立を受領制の展開として考える視角はある意味では当然といえよう。ただ、上島氏の研究には不十分な点や言及されていないことが多く、今後は上島氏の視角を継承しつつさらに検討を深める必要があるだろう。

次に、財政史的視点からの研究、すなわちなぜ公卿たちが知行国を有するようになるかの問題だが、佐藤誠実・山本信哉氏以来最近の上島享氏に至るまで封戸制の解体との関係を重視するのが一般的である。すなわち、院政期になると公卿の経済的基盤である封戸制が解体したためにそれに代わるものとして公卿が知行国を得たというものである。

そして、『大槐秘抄』の「今の上達部は、封戸すこしもえ候はず。庄なくばいかにしてかは、おほやけわたくし候べき。近代の上達部、おほく国を給はり候は、封戸のなきがする事なめりと思候に、めさるゝこそ力およばぬ事なれ。」という一文がその根拠としてしばしば引用されている。しかし、知行国制の成立が封戸制の解体という点からだけで説明できるかどうかは疑問である。なぜなら、たとえば、後にみるように封戸支給の対象ではない公卿以外の官人が知行国主となっている例が院政期初期から少なからず存在しているからである。もちろん、知行国制の成立と封戸制の解体とは決して無関係ではないのだが、今後は違った側面からの考察も行う必要があるように思われる。

以上、知行国制の成立に関するこれまでの研究の整理と問題点の指摘を行ったが、以下ではそれらを踏まえ、知行国制が受領制の展開のなかでいかに成立したか、公卿たちがなぜ知行国を確保するようになったのかについて考えていくことにしたい。

## 一 少年受領

知行国制とはいかなるものであろうか。橋本義彦氏は、知行国制について、「公卿等がその子弟を国守に申任ずることによって、国務沙汰の実権をとり、国守の所得を、国守を含む一家の経済に取り入れる仕組であった」とされており、これが現在の通説的見解となっている。つまり、知行国主が受領の申任、国務沙汰、収入などの権限を掌握したものが知行国制ということになる。しかし、知行国が公卿等の一種の給与として定着する一二世紀後半以降においてはこうした定義があてはまる史料が多いが、それ以前については知行国関係の史料はいずれも断片的であり、知行国主がそうした権限を握るのはいかなる要因によるものなのか、またそれはいつごろからなのかに関して是不明な

点が多い。たとえば、知行国主が国守の収入をその家の経済に取り入れていたという点については、藤原忠通の知行国に対して『合記』に「被<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>賜石見<sub>一</sub>云々、撰<sub>二</sub>代之政<sub>一</sub>、親<sub>三</sub>三国之務<sub>二</sub>、雖<sub>三</sub>朝恩余<sub>二</sub>於身<sub>一</sub>、貪<sub>レ</sub>利之名、可<sub>レ</sub>流<sub>二</sub>于後代<sub>一</sub>者歟<sup>⑧</sup>」と述べられた史料などがあるにすぎず、具体的な様相はあまりわかつてはいない。国務沙汰の実権をとったということについても、「件国彼内府沙汰也」、「故徳大寺左大臣家知行国務之時」、「件石見撰政殿親<sub>二</sub>吏務<sub>一</sub>」など、知行国主が国務に関与していたことをうかがわせる史料はいくつかあるが、国務への関与が単なる後見にすぎないものなのか、あるいは国務の大半を管掌していたのかについては明らかにはなっていない。さらに、知行国主がそうした権限を得るに至った要因・経過についてはほとんど言及されていないのが現状である。

このように、知行国制の成立過程については多くの問題が残されているのだが、問題解決の大きな妨げとなっているのが知行国制の成立期である。一二世紀後半から一二世紀前半にかけての関係史料の少なさである。しかし、先にあげたような権限を知行国主が掌握したものを知行国とすることができるならば、「沙汰」「知行国務」などの文言が特になくとも知行国とみなしうるものがある。少年受領の国々がそれである。「少年之受領」「幼少之人」「年少人」などと評されたこうした少年受領は当事者能力に欠けるため、国務沙汰や受領収入の差配が本人により行われていたとどうてい考えられず、実際には後見者（ほとんどの場合その父親）がそれらを管掌していたと思われる。また、受領への任命も当人の意思によるのではなく後見者の申任によっていたと考えられるので、少年受領の国々はいずれも後見者を知行国主とする知行国であったとみなすことができよう<sup>⑩</sup>。

表1は補任時あるいは見任時の年齢が一九才以下の少年受領の例を集めたものである。以下この表から成立期の知行国制について考察を加えてみたい。

表1から知られるように、少年受領は一二世紀後半はあまり多くなく、一二世紀になると急増するのだが、注目し

表1 少年受領 (1068~1156)

年	補任・見任	受領	国名	年令	知行国主 (官職)	補任理由
承保2 (1075)	補任	源 顕仲	周防	18才	源 顕房 (権大納言)	
承暦2 (1078)	補任	藤原仲実	丹後	15才	藤原実季 (権中納言)	成功
寛治2 (1088)	補任	藤原為隆	甲斐	19才	藤原為房 (権左少弁)	
寛治3 (1089)	補任	藤原忠教	美作	15才	藤原師実 (摂政太政大臣)	
"	補任	藤原経忠	周防	15才	藤原師信 (丹後守)	院分
寛治4 (1090)	補任	藤原忠教	尾張	16才	藤原師実 (摂政)	
寛治5 (1091)	補任	藤原実信	丹後	14才	藤原保実 (参議)	院分
"	補任	藤原長実	因幡	17才	藤原顕季 (伊予守)	院分
寛治7 (1093)	補任	源 季房	丹波	15才以下	源 顕房 (右大臣)	院分
嘉保2 (1095)	補任	藤原家保	越前	16才	藤原顕季 (播磨守)	院分
承德1 (1097)	補任	藤原敦兼	若狭	19才		
康和2 (1100)	補任	高階仲章	但馬	14才	高階為章 (丹波守)	成功
康和5 (1103)	補任	高階宗章	筑前	13才	高階為章 (丹波守)	院分
長治1 (1104)	補任	高階時章	能登	14才以下		成功
"	補任	藤原顕輔	越後	15才	藤原顕季 (非参議)	院分
"	補任	藤原通季	美作	15才	藤原公実 (権大納言)	成功
長治2 (1105)	補任	藤原伊通	参河	13才	藤原宗通 (権中納言)	院分
"	補任	高階宗章	越中	15才		
嘉承1 (1106)	補任	藤原伊通	備中	14才	藤原宗通 (権中納言)	
嘉承2 (1107)	見任	藤原隆頼	参河	「幼少之人」	藤原基隆 (播磨守)	
天仁1 (1108)	補任	藤原顕頼	出雲	15才	藤原顕隆 (右中弁)	坊官賞讓
天仁2 (1109)	見任	藤原季通	美濃	17才以下	藤原宗通 (権中納言)	
天永2 (1111)	補任	源 忠高	美濃	「年少人」	源 俊実 (前権大納言)	辞官申任
"	補任	藤原忠隆	丹波	10才	藤原基隆 (伊予守)	
"	補任	藤原実能	美作	16才		成功
天永3 (1112)	補任	藤原顕能	讃岐	16才	藤原顕隆 (近江守)	成功
永久2 (1114)	見任	藤原顕盛	越前	15才	藤原長実 (播磨守)	成功
"	補任	藤原重通	備中	16才	藤原宗通 (権大納言)	院分
永久3 (1115)	補任	藤原長輔	甲斐	12才	藤原長実 (播磨守)	院分
元永1 (1118)	補任	藤原忠隆	但馬	17才	藤原基隆 (播磨守)	成功
元永2 (1119)	補任	源 国能	越後	14才	藤原忠実 (関白)	成功
保安1 (1120)	補任	藤原長輔	丹後	17才	藤原長実 (伊予守)	
"	補任	藤原時通	因幡	17才以下	藤原宗通 (権大納言)	院分
保安2 (1121)	補任	藤原憲方	出雲	16才	藤原為隆 (前遠江守)	辞官申任
保安4 (1123)	補任	藤原雅教	越後	11才		院分・成功
天治1 (1124)	補任	源 資賢	丹後	12才	源 有賢 (参河守)	院分・成功
天治2 (1125)	補任	藤原光房	摂津	17才	藤原為隆 (参議)	蔵人巡
"	補任	藤原家成	若狭	19才	藤原家保 (播磨守)	院分
"	補任	藤原顕長	紀伊	9才	藤原顕隆 (権中納言)	院分・成功
大治1 (1126)	補任	藤原公忠	越中	11才	藤原実能 (権中納言)	院分・成功
大治2 (1127)	補任	藤原親忠	山城	16才	藤原忠教 (権大納言)	
"	補任	藤原公通	丹波	12才	藤原通季 (権中納言)	成功
"	補任	藤原顕広	美作	10才	藤原顕頼 (権右中弁)	院分・成功

大治 4 (1129)	補任	藤原雅教	遠江	17才		
"	補任	藤原顕長	越中	13才		
大治 5 (1130)	補任	藤原公重	紀伊	15才以下	藤原実能 (権中納言)	院分・成功
"	補任	藤原季行	阿波	17才	藤原敦兼 (前但馬守)	辞官申任・成功
天承 1 (1131)	補任	藤原資賢	参河	19才	源 有賢 (但馬守)	
長承 1 (1132)	補任	藤原顕広	加賀	15才	藤原顕頼 (参議)	成功
長承 2 (1133)	見任	藤原隆盛	相模	16才	藤原清隆 (越後守)	
"	補任	藤原隆季	但馬	7才	藤原家成 (播磨守)	
長承 3 (1134)	補任	藤原公通	因幡	19才		
"	補任	藤原光隆	淡路	8才	藤原清隆 (越後守)	兄の替
保延 1 (1135)	補任	藤原重家	周防	8才	藤原顕輔 (前近江守)	辞官申任
保延 2 (1136)	補任	藤原忠雅	美濃	13才	藤原家保 (前参議)	
"	補任	藤原俊盛	丹後	17才	美福門院	
"	補任	藤原光頼	伯耆	13才	藤原顕頼 (権中納言)	
"	補任	藤原光隆	安芸	10才	藤原清隆 (越後守)	
保延 3 (1137)	補任	藤原家明	越後	10才	藤原家成 (非参議)	
保延 4 (1138)	補任	藤原光隆	出雲	12才	藤原清隆 (播磨守)	
"	補任	藤原隆季	讃岐	12才	藤原家成 (権中納言)	
保延 5 (1139)	補任	藤原光頼	備中	16才	藤原顕頼 (権中納言)	
永治 1 (1141)	補任	藤原惟方	越前	16才	藤原顕頼 (前権中納言)	辞官申任
"	補任	藤原定隆	備中	8才	藤原清隆 (前伊予守)	辞官申任
康治 2 (1143)	補任	藤原朝方	淡路	9才	藤原朝隆 (前信濃守)	辞官申任
天養 1 (1144)	補任	藤原家明	美濃	17才	藤原家成 (権中納言)	
"	補任	藤原惟方	丹後	19才	藤原顕頼 (前権中納言)	
"	補任	藤原成親	越後	7才	藤原家成 (権中納言)	
"	補任	藤原成頼	周防	9才	藤原顕頼 (前権中納言)	
"	補任	藤原重家	筑前	17才	藤原顕輔 (非参議)	成功
久安 2 (1146)	補任	藤原成親	讃岐	9才	藤原家成 (権中納言)	
久安 4 (1148)	補任	藤原季経	山城	18才	藤原顕輔 (非参議)	成功
"	補任	藤原清通	信濃	8才	藤原伊通 (権中納言)	
"	補任	藤原基家	能登	17才	藤原通基 (大蔵卿)	成功
"	補任	平 親範	伯耆	12才	平 範家 (勘解由次官)	成功
"	補任	藤原信頼	土佐	16才	藤原忠隆 (前伊予守)	辞官申任
久安 5 (1149)	補任	平 頼盛	常陸	17才	平 忠盛 (播磨守)	
久安 6 (1150)	補任	藤原信頼	武蔵	18才	藤原忠隆 (非参議)	
"	補任	藤原定隆	但馬	17才	藤原清隆 (権中納言)	
仁平 1 (1151)	補任	藤原経房	伊豆	10才	藤原光房 (権右中弁)	兄の替
"	補任	藤原朝方	近江	17才	藤原朝隆 (右大弁)	成功
仁平 2 (1152)	補任	藤原家教	美濃	15才以下	藤原家成 (中納言)	
"	補任	藤原隆信	越前	11才	美福門院	
"	補任	藤原定隆	加賀	19才	藤原清隆 (権中納言)	
"	補任	藤原成頼	阿波	17才		
仁平 3 (1153)	補任	藤原隆信	若狭	12才	美福門院	
"	補任	藤原実清	越前	16才	藤原長輔 (右京大夫)	成功
久寿 1 (1154)	補任	藤原盛方	出羽	18才	藤原顕時 (右衛門権佐)	
久寿 2 (1155)	補任	藤原成親	越後	18才		成功
"	補任	藤原長方	丹波	17才	藤原顕長 (前参河守)	辞官申任

たいのは年少者である彼らがなぜ受領になりえたかである。

受領に任命された理由のうち最も多いのが成功である。たとえば、長治元年（一一〇四）に美作守となった藤原通季は「尊勝寺功」、永久二年（一一一四）に越前守とみえる藤原顕盛は蓮華藏院の「御仏九体」の造功によるものであった。しかし、年少者の彼らに成功をする力があつたとはどうも考えられず、実際にはいずれも彼らの父親（知行国主）が行つた成功であつた。高階時章は造転輪院功で長治元年に能登守となつたのだが、『中右記』長治元年正月二七日条には「故丹波守為章朝臣為男時章受領功、從去年造宮也」とあり、天治二年（一一二五）に白河三重塔造宮功により九才で紀伊守になつた藤原顕長については、『永昌記』大治元年三月七日条に「藤中納言申請以小男顕長当殿八条右府孫任紀伊守功」とある。また、大治二年（一一二七）に一〇才で美作守になつた藤原顕広は翌年重任宣旨を蒙るのだが、それは父の権右中弁藤原顕頼の御所進上功によるものであつた。藤原忠隆は天永二年（一一一一）に「年十歳、幼少無極」で丹波守になり、翌年造大炊殿功により重任されるのだが、「丹波守生年十歳、年少之間不能沙汰」、只着束帯参仕許也、仍伊予守着衣冠、在便所万事沙汰也」とあるように、造宮の指揮は父の伊予守基隆が行つていた。さらに、時期は下るが、仁安二年（一一六七）の法住寺殿造宮は「少年」受領の周防守藤原季盛とその兄の讃岐守藤原季能の功としてなされたのだが、実際には父親の「大宮権大夫俊盛卿躰知行国之功造進之」したのであつた。このように少年受領の場合成功の実質的主体は彼らの父親（知行国主）だったのである。

次に、父親が官職を辞して子を受領に申任するという事例も数多くみられる。たとえば、天永二年の源忠高の美濃守補任は父親の源俊実が権大納言を辞して、「以男忠高申任美乃守」し、保安二年（一一二二）の藤原憲方の出雲守補任は父親の藤原為隆が遠江守を辞して、「以息憲方、申任出雲守」したことによるものであつた。後述するように、こうした父親の辞官による子の受領申任はすでに一〇世紀後半からみられるものだが、酒井宏治氏による

とそうした辞官申任は貴族たちが「辞官により職封などの経済的特権を失うが、その代償として、子息を受領に任じて自らの経済基盤とした」<sup>(28)</sup>ものである。辞官により給与を国家に返還するのであるから、ある意味では一種の成功ともいえるが、いずれにせよこの場合も父親の辞官という行為により年少者の受領補任が実現したのである。

少年受領の補任理由として白河院政期に数多くみられるのが院分である。院分は上皇・女院などに与えられる毎年一人の受領を推挙する権利である。<sup>(29)</sup>院分受領のほとんどは判官代で、したがって上皇・女院などの近臣から選ばれることになる。しかし、表1の少年受領の場合はその年令からみて院近臣としての働きによったのかどうかは疑問であり、いずれも父親が有力な院近臣であるが故に判官代になり、そして受領となったと考えられる。たとえば、天仁元年（一一〇八）に一五才で出雲守となった藤原顕頼、天治二年に九才で紀伊守となった藤原顕長の父藤原顕隆は「夜の関白」<sup>(30)</sup>として著名な白河院の側近である。また長治二年に参河守となった藤原伊通、永久二年に備中守となった藤原重通の父藤原宗通は藤原俊家の子だが、幼少時から白河院に養育され、<sup>(31)</sup>二六才で権中納言となり、「上皇被仰合万事、仍天下之權威傍若無人也」<sup>(32)</sup>と評された白河院の寵臣である。院分による受領といっても年少者の場合は本人ではなくむしろその父親と上皇・女院との個人的関係から受領になりえたとせねばならない。

以上、少年受領の国々を対象に知行国ではいかなる経過によって受領が補任されたかをみてきたが、成功、辞官申任、院分といった補任理由自体についてはいずれも一般の受領のそれと同じであったといえる。九世紀末以降受領は「新叙・旧吏の中から選ばれていたが、<sup>(33)</sup>一〇世紀後半になると成功が増え、また院分や辞官申任によるものもみられるようになる。そして、院政期になると成功や院分により大國の受領が院近臣によって占められ、「卅余国定任事」<sup>(34)</sup>といわれる状況になることは周知の通りである。従って、受領の補任理由に関しては知行国と一般の国との間に差異はない。相違するのは受領のポストを確保した主体が受領本人ではなく知行国主であった点である。一般的には造宮・



献物などの功を積み、院司として奉仕した本人が成功・院分で受領に任命されるのだが、これら知行国ではそうした成功・奉仕を行ったのが受領本人ではなく知行国主なのである。

こうしたことは少年受領の国だけではなく、一般の知行国についてもいえることである。応徳元年（一〇八四）に源頼朝が遷任して国守となった丹波国は、「右丞相之御沙汰<sup>33</sup>」とあり、父親の右大臣源頼房の知行国だったと考えられるのだが、重任功となった東寺五重塔の造営を実際に行ったのは、「右大臣源朝臣頼房殊募勸賞所管作<sup>34</sup>」とあるように、源頼房であった。天養元年（一一四四）に藤原俊盛が遷任して国守となった越前国も、「越前皇后被賜、因五節事皇后沙汰云云<sup>35</sup>」とみえ、美福門院得子の知行国と考えられるのだが、遷任功となった押小路御所の造営を行ったのは、「但件等御所并御堂安房守藤親忠偏所管造<sup>36</sup>」とあるように、美福門院得子の乳父の藤原親忠であった。また、天永二年に藤原宗成が春日社塔の造営功などにより国守になった因幡国はその父藤原宗忠の知行国としてこれまでにもしばしば言及されているが、「御塔事所祈申<sup>37</sup>也、是因幡守宗成可造管<sup>38</sup>由、有殿下仰<sup>39</sup>、仍予可相管<sup>40</sup>之故、所祈申御社<sup>41</sup>也」「御社有塔事<sup>42</sup>、彼别当男因幡守宗成所課也、仍彼别当之沙汰也<sup>43</sup>」とあり、実際には宗忠が造営を行っていたと考えられる<sup>44</sup>。

このように、知行国では受領ポストを確保したのは受領本人ではなく知行国主であった。このことはこれまでの研究ではあまり問題にされなかったが、知行国制を考える上では非常に重要なことである。なぜなら、知行国主が受領の申任、国務沙汰、収入といった権限を掌握しえた理由がここにあると考えられるからである。すなわち、知行国主がそうした権限を握ることができたのは、受領のポストを主体的に獲得したのが知行国主だったからである。逆に言えば、受領本人は知行国主の申任により形式的に受領の地位にすぎただけなので、それらの権限は有しなかったのである<sup>45</sup>。

## 二 知行国と院近臣

本節では、公卿などがなぜ知行国を有するようになったかを考えることにする。この点については、これまでは封戸制の解体との関連で説明するのが一般的であった。たとえば、上島享氏は「知行国制は一一世紀末の封戸制の解体を契機に形成が進」んだとされている。しかし、表1をみればすぐにわかるように、封戸とは無関係の公卿以外の知行国主が多数おり、その理由が封戸収入の減少だけであったとは考えられない。では、その理由は何かだが、表1の知行国主をみて気づくことは、一部に摂関や摂関家家司がみられるものの、ほとんどが院司・院近臣で占められていることである。

まず公達層だが、公季にはじまる閑院流藤原氏が多くみられる。閑院流藤原氏は堀河・鳥羽・崇徳・後白河の四人の天皇の母を出したことから権勢を誇った家系で、実季（白河院司）・保実（白河院司）・公実（白河院司）・通季（白河院司）・実能（鳥羽院司）がこれに属する。<sup>(註)</sup>頼宗流藤原氏の宗通は先述したように白河院の寵臣で、伊通（白河・鳥羽院司）・季通・時通の三人の子の知行国主となり、「身帯三官」、<sup>(備中)</sup>家有二両国<sup>(因幡)</sup>、福貴相兼、家門繁昌也<sup>(註)</sup>とされた人物である。同流の藤原通基は待賢門院司で、その妻は鳥羽天皇皇女統子内親王の乳母となっている。道隆流藤原氏の師信は「一院之中、為三別当、執三行万事」<sup>(註)</sup>とされた白河院政初期の院司である。同流の基隆は堀河天皇乳母子で、四〇年近くにわたって受領をつとめた院司受領である。その子忠隆も長期間受領をつとめた白河・鳥羽院司で、その妻は崇徳天皇の乳母となっている。また、道綱流藤原氏の敦兼は堀河天皇乳母子で、白河・鳥羽院司である。

源氏では、村上源氏の顕房は白河天皇中宮で堀河天皇母の賢子の実父である。<sup>(40)</sup>醍醐源氏の俊実も白河院司、宇多源氏の有賢も白河・鳥羽院司である。<sup>(41)</sup>

諸大夫層では高藤流藤原氏が多い。為房は関白師実の家司であるとともに、後三条・白河両院の院司をつとめ、鳥羽朝には蔵人頭となっている。その子顕隆は「夜の関白」「天下之政、在此人一言也（中略）、知天下之万事<sup>(42)</sup>」、と評された白河院の側近で、顕頼・顕能・顕長の三人の子の知行国主となっている。顕隆の子顕頼は鳥羽天皇乳母子、「君之腹心<sup>(43)</sup>」で、顕広・光頼・惟方・成頼の四人の子の知行国主となっている。『愚管抄』巻第七には顕隆・顕頼父子について「別ニ近臣トテ白河院ニハ初ハ俊明等モ候。スエニハ顕隆・顕頼ナド云物ドモイデキテ、本体ノ撰録臣ヲコノシモザマノ人ノヲハシケルニ、又カナシウヲサレテヨソレハハカリ」と記されている。為房の子為隆は撰関家の家司をつとめ、「関白・撰政のうしろみ<sup>(44)</sup>」といわれた人物で、その子光房も撰関家家司となっている。この他、朝隆（白河・鳥羽院司、撰関家家司）も為房の子で、顕時（鳥羽院司）は為房の孫である。

末茂流藤原氏の顕季は白河院の乳母子で、「時ノキラ並人ナカリシ」、「受領卅年、相続不断<sup>(45)</sup>」といわれた白河院の側近である。顕季は長実・家保・顕輔の三人の子の知行国主となっているが、三人はともにまたそれらの子の知行国主になっている。長実も白河・鳥羽院司で、約三〇年にわたって受領をつとめた典型的な院司受領である。任参議後まもなくして中納言になった時には「大幸人<sup>(46)</sup>」と評されている。鳥羽天皇皇后の美福門院得子はその女である。家保は白河・鳥羽院司で、その妻は崇徳天皇乳母になっている。顕輔も白河・鳥羽院司で、二〇年以上にわたって受領をつとめている。長輔（鳥羽院司）は長実の子で美福門院得子の兄である。家保の子家成は「天下事一向帰<sup>(47)</sup>家成<sup>(48)</sup>」、「院第一ノ寵人<sup>(49)</sup>」とされた鳥羽院の寵臣で隆季・家明・成親の三人の子の知行国主になっている。

良門流藤原氏の清隆は白河院の寵臣隆時の子で、その妻は近衛天皇の乳母となっている。清隆は白河・鳥羽院司と

なり、約三〇年にわたり受領をつとめ、隆盛・光隆・定隆の三人の子の知行国主となっている。

この他、高階為章は「為章者、白河法皇寵遇之人也、于時因幡守藤原隆時同為近臣」、世語「寵臣者、称此二人而已」<sup>(48)</sup>とされた白河院側近である。平忠盛は周知のように鳥羽院の近臣で、三〇年以上にわたり受領をつとめている。平範家も鳥羽院司である。

このように表1の知行国主の多くが白河・鳥羽院の近臣、しかも院権力の中枢に位置した者たちであった。従って、彼らが経済的に恵まれていなかったとはとうてい考えられない。表1にみえる知行国主には見任受領もしくは受領経験者が多いのだが、彼らにとってはなおさらである。たとえば、藤原実季の四条坊門宅の倉が彼の死後焼亡した際には「宝物財貨、悉為煨燼」<sup>(49)</sup>とあり、藤原宗通、藤原顕隆、藤原忠隆、平忠盛については、「家累宝貨、富勝衆人」<sup>(50)</sup>、「富満四海」<sup>(51)</sup>、「家富財多」<sup>(52)</sup>、「富累巨万」<sup>(53)</sup>とされ、彼らが多大の富を蓄積していたことがわかる。故に、彼ら院近臣にとって知行国は収入不足を補うものではなく、むしろ収入をさらに増大させるものだったといわねばならない。封戸制など律令制的給与体系が崩壊するなかで院近臣は莊園・受領収入など多くの富を得ていたのだが、彼らはさらに受領収入を増やそうとした。しかし、公卿あるいは見任受領の場合さらに受領を兼ねることはできないので、確保した受領ポストに子弟などをつけることによって受領収入を得たわけである。院政期になると院司受領が急増して莫大な受領収入を得るとともに院に盛んに経済的奉仕を行ったことは周知の通りだが、知行国制はそうした院とその周辺への富の集中に大きな役割を果たしていたのである。

これに対して、撰閲家やその家司受領などの場合はやや事情が異なる。師実の頃は家司受領も多く、彼が知行国を得た事情は今述べた院近臣と共通する点が多かったと思われる。しかし、忠実・忠通の頃になると院権力が増大し、「家司受領、近来不<sub>レ</sub>見」<sup>(54)</sup>とされているように家司受領も少なくなり、また封戸制も解体するので、収入の減少を補う

ことがその目的になっていたと考えられる。一二世紀になると撰関家はそれまでのような収入を得ることは困難になり、撰関家自らが受領収入の確保に乗り出さざるを得なくなるのである。<sup>(53)</sup> 忠実が「関白太政大臣兼受領、実無極奇怪事也」とやや自虐的な言辞を呈しているのはこうした事情を反映したものであろう。<sup>(54)</sup>

表1にはみえないが、藤原宗忠が成功により知行国を確保したのも同様な事情によるものと思われる。宗忠は康和元年（一〇九九）に三八才で参議に昇進し、天永二年（一一一一）に因幡国知行国主となるのだが、まもなくして日野に新堂を建立することを計画し、元永二年（一一一九）に棟上げが行われた。しかし、同年に因幡守宗成の任期が終わると、「營々造作事、宗成任<sub>レ</sub>因幡、去<sub>レ</sub>任之後、諸事難<sub>レ</sub>叶也」とあるように、造営費の調達が思うようにならなくなった。そして、大治二年（一一二七）になっても「棟上之後、已及<sub>三</sub>九ヶ年、万事不<sub>レ</sub>叶、于<sub>レ</sub>今延引也」とあり、新堂の供養が行われたのは大治五年になってからのことであった。このように宗忠は公卿を長年つとめながら一堂一棟の造営費用捻出に苦心していたのであり、先にみた巨富を形成した院近臣と異なって経済状態は決して良好ではなかった。従って、彼が忠実の支援によって知行国を得たのは一家の収入を維持・確保することにその目的があったと考えられるのである。

以上、公卿などが知行国を有した理由について考察を加えてきた。知行国が家司受領の減少や封戸制の解体などによる収入の不足を補っている場合があったことは事実だが、知行国主の多くを占める院近臣においては、知行国は従来の収入を維持・確保するものではなく、受領収入を得て富をさらに増大させるためのものだったのである。

### 三 摂関期の知行国

最後に、本節では、摂関期すなわち形成期の知行国制について考えてみることにしたい。

摂関期における知行国関係の史料はきわめて少ないが、そうしたなかにおいてこれまでの研究で知行国の事例ではないかとされているのが、藤原美資が養子資頼の任官を藤原道長に強く働きかけた伯耆国、源定良が国守をつとめ、その伯父源俊賢が「知伊与国事之人」とされた伊予国の二国である。橋本義彦氏はこれら二国を摂関期における公卿知行国の例としておられるが、時野谷滋・上島亨氏らはそれらを知行国とすることには批判的である。

これら二国が知行国か否かは後に論じることにして、頼通の時代になると明らかに知行国とみなせるものがあらわれるようになる。『宇治拾遺物語』によると、橘俊綱は藤原頼通の子であったが橘俊遠の養子となり、藏人を経て一五才で尾張守になり、『栄花物語』には藤原頼宗の子基貞が一六才で但馬守になったとある。また、康平四年（一〇六一）には源隆国の辞官申任によりその子の源俊明が一八才で加賀守になっている。これらはいずれも少年受領であり、故にそれらの国々はその父親の知行国であったことになる。

このように、頼通政権下になると知行国の存在を確認することができるのだが、それ以前においてすでに知行国制が成立していたかどうかを次に考えてみたいと思う。

さて、一〇世紀後半以降受領が私富を蓄積するようになると、権力を掌握した摂関家は家司などを次々に受領に補任し、自家への経済的奉仕にはげませたことは周知の通りである。道長が新造の土御門殿の家具調度一切を伊予守源頼光に献じさせたことなどはその典型といえよう。こうして摂関期になると受領の私富が増大し、家司受領などを通じて摂関家とその周辺に富が集積される。摂関期になると「受領などを編成して自力で富を集める仕組が形成され、

富が「偏在」するようになるのである<sup>(64)</sup>。前節で院政期には院とその周辺に富が集中するとしたが、こうした傾向は撰  
関期からすでにみられるのである。従って、院政期における院近臣と同様受領収入をさらに増加させようとする動き  
も強まり、知行国が生まれるのである。今述べた頼通政権期の知行国はこのような性格のものといえよう。これら少  
年受領の父親を調べてみると、橘俊綱と藤原基貞の父親（実父）は藤原頼通・頼宗であり、源俊明の父隆国も頼通の  
近習者であるとともに「後冷泉院御在位之間、誇朝恩無式」とされた人物である<sup>(65)</sup>。こうした知行国主たちはその子  
息を受領にすることにより一家への受領収入をさらに多く確保しようとしたのである<sup>(66)</sup>。

一方、家司受領たちは撰関家への奉仕は熱心に行ったが、「陳国水旱損事、今年公事不可致濟」、大殿辺例進外  
不可致他勤<sup>(67)</sup>」などとあるように、官物納入やその他の貴族への貢進は怠りがちであった。封戸も同様であり、撰  
関家関係者は封物を確保できたが、以外の者の封戸収入は不安定な状態にあった。たとえば、『栄花物語』巻五<sup>(68)</sup>には、  
伊周失脚後に中宮定子が「国々の御封など召し物すれど、はかばかしく物すがやかにわきまへ申人もなければ」とあ  
り、権力を失うと封物の徴収も満足にできなかった様子が描かれている。撰関期になると受領の私富が増大する一方  
で、官人給与などの中央貢進物は減少し、受領収入を確保できた者は収入をより増大させるが、そうでない者は逆に  
収入が少なくなったのである。そこで、受領ポストをめぐる『枕草子』の「すさまじきもの」などにみられるよ  
うな激しい争奪戦がくりひろげられた。高級貴族の公卿も例外ではなかった。このころになると公卿も権力者との距  
離により封戸をはじめとする収入に差が出るようになり、次第に受領収入の確保に乗り出すようになる。表2は見任  
公卿の子息が受領になった事例を集めたものである。これによると一〇世紀の前半は見任公卿を父親とする受領はほ  
んどいないが、後半になるとそうした受領が増加することがわかる。一家の収入をさらに増やそうとする者や減少  
しつつある収入を補おうとする者など、公卿により事情はさまざまであろうが、いずれにせよ公卿も収入の多い受領

表2 見任公卿を父親とする受領 (901~1068)

年	補任・見任	受領	国名	父親 (官職)
延喜19 (919)	見任	藤原尹衡	若狭	藤原道明 (大納言)
承平 5 (935)	補任	藤原有相	撰津	藤原恒佐 (大納言)
承平 6 (936)	見任	橘 敏貞	阿波	橘 公頼 (参議)
天慶元 (938)	見任	藤原令問	紀伊	藤原扶幹 (大納言)
天慶 4 (941)	見任	源 師之	薩摩	源 是茂 (権中納言)
康保元 (964)	見任	藤原国光	近江	藤原在衡 (大納言)
天祿 3 (972)	補任	藤原時光	甲斐	藤原兼通 (参議)
貞元 2 (977)	見任	藤原景齊	紀伊	藤原国章 (非参議)
天元 2 (979)	補任	藤原遠古	伊予	藤原惟正 (参議)
天元 5 (982)	見任	藤原為雅	丹波	藤原文範 (中納言)
永観元 (983)	補任	源 扶義	河内	源 雅信 (左大臣)
〃	補任	藤原惟孝	駿河	藤原為輔 (参議)
永延元 (987)	見任	藤原為信	常陸	藤原文範 (中納言)
永延 2 (988)	見任	藤原陳政	伊賀	藤原安親 (参議)
永祚元 (989)	補任	源 乘方	越前	源 重信 (大納言)
正暦 3 (992)	補任	藤原陳政	備中	藤原安親 (参議)
正暦 5 (994)	見任	藤原守仁	山城	藤原安親 (参議)
長徳 4 (998)	見任	藤原輔尹	伊賀	藤原懷忠 (権大納言)
〃	補任	藤原光尹	土佐	藤原懷忠 (大納言)
長保 3 (1001)	見任	平 重義	上野	平 親信 (非参議)
長保 4 (1002)	見任	菅原為理	周防	菅原輔正 (参議)
寛弘 7 (1010)	補任	藤原広業	伊予	藤原有国 (参議)
治安元 (1021)	補任	藤原資頼	伯耆	藤原実資 (大納言)
治安 3 (1023)	見任	藤原実経	但馬	藤原行成 (権大納言)
〃	見任	藤原定良	伊予	藤原経房 (権中納言)
長元元 (1028)	見任	藤原兼房	丹後	藤原兼隆 (中納言)
〃	見任	藤原資頼	美作	藤原実資 (右大臣)
長元 4 (1031)	補任	藤原師成	加賀	藤原通任 (参議)
長元 5 (1032)	見任	藤原憲房	丹後	藤原惟憲 (非参議)
長元 8 (1035)	補任	藤原経長	和泉	藤原道方 (権中納言)
長元 9 (1036)	見任	藤原基貞	但馬	藤原頼宗 (権大納言)
長久元 (1040)	見任	藤原経平	越前	藤原経通 (権中納言)
寛徳 2 (1045)	見任	藤原基貞	美作	藤原頼宗 (権大納言)
永承 3 (1048)	見任	藤原実綱	但馬	藤原資業 (非参議)
天喜 3 (1055)	補任	藤原師家	撰津	藤原経輔 (権中納言)
天喜 4 (1056)	見任	藤原定綱	伯耆	藤原経家 (非参議)
天喜 5 (1057)	見任	源 隆基	安芸	源 隆国 (権中納言)
康平 3 (1060)	見任	藤原基貞	近江	藤原頼宗 (右大臣)
康平 7 (1064)	見任	藤原定綱	備中	藤原経家 (参議)
治暦 4 (1068)	見任	藤原家平	安芸	藤原経輔 (権大納言)



ポストに無関心ではいられなくなり、積極的に子息を受領にしようとするのである。<sup>(76)</sup>

このうち治安元年（一〇二二）に伯耆守となった藤原資頼については、『小右記』からその父実資と伯耆国との関わりをうかがうことができる。『小右記』によると、道長から「所」謁極猛<sup>(77)</sup>と擲揄されるほど実資による資頼の任官運動は激しかったようであり、赴任に際しては実資は在庁官人へ下す庁宣の手配などを行っている<sup>(78)</sup>。また、伯耆国が担当する内裏の修理箇所について大夫史に問い合わせを行い、任後は解由状の作成に関して細かな指示を与えている<sup>(79)</sup>。さらに、伯耆国からはたびたび実資の許に物が送られている<sup>(80)</sup>。このように、実資は国務に関わり、そして受領収入も得ていたといえる。その他、具体的な内容は不明だが、甥が国守をつとめる伊予国の造営事業について意見を述べている源俊賢は「知伊与国事之人」とみえ、永祚元年（九八九）の源乗方の越前守補任はその父大納言重信の「懇奏」によるものとされている<sup>(81)</sup>。また、永観元年（九八三）に駿河守となった藤原惟孝は父の参議為輔が勘解由長官を辞す替わりに補任されたものである。公卿がその地位を辞して子息を受領に申任するこうした事例は他にもみられる<sup>(82)</sup>。これらにおける父親と子息の受領との関係は不明だが、辞官により受領ポストが確保できたのであるから、父親は子息の受領に対してなんらかの影響力を有していたと思われる。

このように、一〇世紀後半になると子息を受領にしようとする公卿が増加し、そうした公卿たちは国務沙汰や受領収入とは決して無関係ではなかった。しかし、こうしたことからこれらの国々を直ちに知行国とすることができるとどうかは疑問である。藤原実資や源俊賢の事例については、彼らが国務に関与したり、収入を得たりしていたことは間違いないとしても、国務沙汰や収入の差配において主導権を握っていたことまでは確認できない。他の公卿や官人についてもそうしたことを示す史料はない。また、資頼の伯耆守補任は大原野社修造功によると推測され、永祚元年の源乗方の越前守補任も「造作式部省功」<sup>(83)</sup>によるのだが、実質的には実資や重信が費用を負担していたという

可能性は低い。なぜなら、撰関期になるとこうした成功による受領補任例が多くなるが、成功の主体はいずれも受領本人であり、院政期のように実際には父親などが成功を行っていたとする史料はみあたらないからである。辞官申任によるものも、父親が一定度影響力を有したことは否定できないにしても、子息の受領はその経歴からみていずれも成人になっていたと考えられ、院政期にみられる父親の辞官申任により補任された少年受領とは同列には論じられない。

関係史料が少ないため不十分ではあるが、公卿の子息が受領になったとしてもそれをそのまま知行国とするのは困難であることを述べてきた。公卿が受領ポストの確保や国務沙汰に関与し、そして収入も得たとしても、国によって程度の差はあろうが、撰関期の段階では院政期のように父親の公卿が主導権を握るまでには至っていない場合が多いと考えられる。

以上、本節では公卿を中心に撰関期の知行国制について検討を加えた。この時期になると受領の父親が受領ポストの確保や国務沙汰に次第に関与するようになるのだが、最初に述べたように父親がそれらに主導的な役割を果たしているものを知行国とするならば、撰関期においては多くの場合そうした状況には未だ至っていないと考えられる。しかし、知行国形成の動きが強まっていることも事実であり、本節の最初にみたように頼通政権期になると明確に知行国とみなしうるものがみられるようになる。知行国制にとって撰関期は形成期であったといえよう。

## おわりに

知行国は、知行国主が成功などにより受領ポストを確保し、子弟などを受領に申任して国務沙汰や収入差配の権限

を掌握するものである。従って、知行国は「院宮分国」とは直接の制度的系譜関係はなく、上島亨氏のいわれるように受領制の変遷・展開の中から生まれたものであるといえよう。

さて、一〇世紀の後半になると受領の私富が増大し、撰閑家が家司受領を通して富を集積する一方で、済物の納入状況が悪化する。院政期になるとこうした動きはさらに強まり、院とその周辺に富が集中するようになる。こうしたなかで公卿たちは収入をさらに増やすために、あるいは減少した収入を補うために受領収入を得ようとする。知行国はこのような動きの中から生まれ、展開するのである。

本稿は知行国制の成立過程を論じたものであるため、白河・鳥羽院政期とそれ以前を考察の対象とした。後白河親政・院政期以降知行国は中世貴族の主要収入として定着していくのだが、その過程の解明については今後の課題とし、ひとまず本稿を終えることにする。

## 註

- (1) 知行国制の成立過程を論じたものとしては、佐藤誠美「揚名考補之餘一」(『史学雑誌』一一一、一九〇〇年)、山本信哉「介を守といひ守を大介ともいふ考」(『国学院雑誌』九一―三・五―八・一一・一二、一〇―三・六、一九〇三・四年)、松本勝三「国衙領の知行につきて」(『国史学』三、一九三〇年)、村田正志「院宮御分国の研究」(同『村田正志著作集』第五卷、思文閣出版、一九八五年、初出は一九三七年)、吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』(東京大学出版会、一九五七年)、時野谷滋『律令封祿制度史の研究』第三編、吉川弘文館、一九七七年、初出は一九六二・一九七二年)、同「再び知行国制の成立について」(『日本歴史』三七八、一九七九年)、橋本義彦「院宮分国と知行国」(同『平安貴族社会の研究』、吉川弘文館、一九七六年、初出は一九六九年、以下橋本(A)論文とする)、同「院宮分国と知行国再論」(同『平安貴族』、平

凡社、一九八六年、初出は一九七八年、以下橋本（B）論文とする）、角野陽子「知行国制度の成立」、『史窓』二八、一九七〇年）、上島享「国司制度の変遷と知行国制の形成」、『日本国家の史的特質 古代・中世』所収、思文閣出版、一九九七年）などがある。なお、各氏の論に言及する場合は、特に断りのない限り、いずれもこれらの論文によるものとする。

(2) 時野谷滋註（1）前掲書三四三頁。

(3) 上島亨氏は二世紀以前にこの用語を使用するのは不相当とされるが、これまで多くの研究者が使用している用語なので、とりあえずそのまま使用することにする。

(4) これより以前に、山本信哉氏や松本勝三氏は参議の兼国など内官の外官兼任を知行国の起源とされており、吉村茂樹氏の考えは両者の考えを折衷したものと見えよう。

(5) 橋本義彦氏が院宮分国主の収入を公納物とされた点については勝山清次氏の批判があり（同「書評・橋本義彦著『平安貴族』」、『日本史研究』三〇一、一九八七年）、御料国制を「院宮分国」の源流とすることはもはや困難である。院分で任命された受領から結果的に上皇などが経済的奉仕を受ける場合が多かったことは事実であろうが、院分自体は菊池紳一氏が指摘されたように上皇などが毎年受領を推挙する制度とみなすべきである（菊池紳一「『院分』の成立と変遷」、『国史学』二二八、一九八六年）。

(6) 時野谷滋註（1）前掲書三九一頁。同氏はまた「知行国の制度史的系統を直接的に掴もうとする企ては、成功する見込みがないように思われる。（中略）系統的に、直接、接続する先行の制度は存しなかったと思われる。」（同四二〇頁）とされている。なお、橋本義彦氏は「院宮分国の本来の姿は料国の一形態であり、公卿の知行国は、それとは直接関りなく、公卿に受領の所得を得しめんがための便法として始まり、それが次第に慣例化して、ついには一つの制度に定着したものだ」という見解も成り立つであろう。」と述べておられる（同註（1）前掲（A）論文）。

(7) 同註(1) 前掲(A) 論文。

(8) 註(1) 前掲橋本(A) 論文。

(9) 久安元年正月二六日条。

(10) 『殿曆』嘉承元年九月三〇日条、『平安遺文』八一三八三七、『台記』久安元年正月二六日条。

(11) 『江記』寛治五年正月二八日条、『永昌記』嘉承二年四月一四日条、『中右記』天永二年四月一四日条。以下では、こうした年少者の受領を少年受領と称することにす。

(12) 上島享氏は、受領を父親とする少年受領に着目されながら、それらを知行国とはされていない。これは上島氏の議論の対象となっている知行国は実質上公卿知行国であったためと考えられる。しかし、一二世紀後半以降の例からみて知行国主は決して公卿に限定されないものであり、従って知行国制の成立過程を考える際には公卿以外の知行国にも十分配慮する必要がある。

(13) 『小右記』寛仁二年五月四日条には、二〇才の藤原兼経、二二才の藤原公成、一五才の藤原長家、一八才の藤原良頼らについて、「皆是年少人等也、口猶乳臭」とある。『江記』寛治五年正月二八日条では、一四才の丹後守と一七才の因幡守について「以上并少年之受領也、院依御厄年、不可知食天下政云々、可如此哉如何」と評されている。また、『中右記』天永三年七月二三日条には、「一六才の讃岐守藤原顕能について、「年少之上、兼無受領功」と述べられている。従って、ここでは一応一〇代以下の受領を少年受領とした。

なお、本稿における受領の氏名・任国などの調査にあたっては、宮崎康充編『受領補任』三〇五(統群書類従完成会、一九九〇・一九九一年)を参照した。

(14) 『公卿補任』永久三年項。

(15) 『大記』永久二年一月二九日条。

- (16) 『上皇御移徙記』。
- (17) 『中右記』天永二年一〇月二五日条。
- (18) 『中右記』天永三年一〇月一九日条。
- (19) 『中右記』天永三年八月一九日条。
- (20) 『仙洞御移徙部類記』。
- (21) 『公卿補任』天永二年項。
- (22) 『弁官補任』保安二年項。
- (23) 同「辞官申任の成立」(『日本国家の史的特質 古代・中世』、思文閣出版、一九九七年)。
- (24) 菊池紳一註(5) 前掲論文。
- (25) 『今鏡』すべらぎの中第二。
- (26) 『尊卑分脈』、『今鏡』ふぢなみの中第五。
- (27) 『中右記』保安元年七月三日条。
- (28) 玉井力「受領巡任について」(『海南史学』一九、一九八一年)。
- (29) 『中右記』大治四年七月一五日条裏書。
- (30) 『平安遺文』四一七〇七。
- (31) 『扶桑略記』応徳三年一〇月二〇日条。
- (32) 『台記』久安二年十一月三日条。
- (33) 『本朝世紀』康治二年四月三日条。

(34) 『中右記』天永三年六月一六日条、『殿曆』永久二年六月一九日条。後者には宗忠の「沙汰」とあるだけだが、次に述べる藤原忠実が造営した鳥羽金剛心院について、『兵範記』仁平三年四月二〇日条、同一〇月一八日条に「播磨所課宇治入道殿御沙汰也」、「是播磨国所課、入道殿御沙汰」とあるので、宗忠が造営の主体であったとみなすことができる。

(35) 公卿等が成功により知行国を得ていたことについてはすでに橋本義彦氏の指摘があり、「成功は公卿等が知行国を獲得する最も有効な手段であったと思う。」(同註(1)前掲(B)論文)と述べられている。

(36) 主体的に受領のポストを確保することが知行国主の必要条件であったとすると、実質的に受領のポストを得た者が誰かということもまた知行国か否かを判断する一つの指標となりうる。これまでは、「沙汰」「知行国務」などの文言から知行国について論じられてきたが、判断材料が一つ増加したことになる。たとえば、大治元年に二五才の備中守藤原忠隆が万里小路殿造営功により、久寿元年(一一五四)には六七才の播磨国守源顕親が鳥羽金剛心院造営功により重任されるが、実際に造営を担当したのは「伊予守基隆朝臣造進之」、「募播磨重任功禪閣造之」とあるように(『上皇御移徙記』、『台記』久寿元年七月二九日条)、藤原基隆、藤原忠実であり、備中国は基隆、播磨国は忠実の知行国であったと推定される。

また、院政期には公卿がしばしば受領功を申請して成功を行っている。永久二年には権大納言の源雅俊が受領功によって院に宅を献上し(『中右記』永久二年四月一九日条)、元永元年(一一一八)には権大納言藤原仲実、参議藤原実行が最勝寺造営に際して受領功を申請しており(『中右記』元永元年二月二日条)、これらはいずれも知行国の確保を目的とした成功であったと考えられる。

(37) 『台記』天養元年二月二七日条に「備後者実行卿沙汰也、此官件卿所造進也」とあることから、この時備後国は藤原実行の知行国(国守は実行の子顕成)であったことがわかるのだが、実行も公実の子で白河・鳥羽院司である。

(38) 『中右記』保安元年七月二二日条。

- (39) 『中右記』嘉保元年正月一〇日条。なお、『中右記』大治二年十一月一五日条裏書から藤原経忠が若狭国の知行国主と推測されるが(国守は子の信輔)、経忠は師信の子で白河・鳥羽院司、その妻は鳥羽天皇の乳母である。
- (40) 『殿暦』嘉承元年九月三〇日条、『中右記』同年十一月九日条から源雅実が丹波国の知行国主、源雅俊が武藏国の知行国主と推測されるが、雅実・雅俊はともに顕房の子で白河院司である。
- (41) 藤原宗忠が、その子宗成が因幡守に任じられた時に、「近代公卿子族被<sub>レ</sub>成受領、皆可<sub>レ</sub>然之人々也」(『中右記』天永二年七月二九日条)と記しているのは、こうした院側近の有力公卿が多く知行国主になっていた状況を言い表したものであろう。
- (42) 『中右記』大治四年正月一五日条。
- (43) 『本朝新修往生伝』。
- (44) 『大槐秘抄』。
- (45) 『神皇正統記』、『中右記』長治元年正月二九日条。
- (46) 『中右記』大治五年一〇月五日条。
- (47) 『長秋記』大治四年八月四日条、『愚管抄』巻第四。
- (48) 『本朝世紀』康和五年二月二〇日条。
- (49) 『中右記』嘉保元年五月一六日条。
- (50) 『中右記』保安元年七月二日条、同大治四年正月一五日条、『本朝世紀』久安六年八月三日条、『宇槐記抄』仁平三年正月一五日条。その他、『古事談』巻一七五には、藤原顕季が源義光と所領を争った際に、白河法皇から「汝ハ雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>件庄一所、全不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>事闕」と諭された話が載せられている。
- (51) 弁官の場合、近国の受領を兼ねることはよくあるが、遠方の国の受領を兼ねる例はあまりない。



(52) 『殿曆』永久四年正月二日条。

(53) 周知のように、忠実の時代に撰関家領荘園が集積・再編成されるのだが、知行国の確保はこうした動きと軌を一にするものといえよう。

なお、これまでの研究では、『殿曆』天仁二年正月二六日条に、佐渡国が「從院予賜之國」とあることから、佐渡国は忠実の知行国であったとされている。しかし、この時佐渡国が忠実の知行国だったかどうかは疑問である。同日条によると、忠実は「去年大嘗會御禊女御代出立」のために院から佐渡国が給されたのだが（同天仁元年八月三〇日条には女御代女房装束料が院から下給されたとある）、このころの知行国で特定の費用を賄うために与えられたという事例はない。さらに、「余分を御祈料令下行」とあり、忠実は定額の収入を得ていたことがわかるのだが、知行国ではこうしたことはありえないことである。

従って、これは知行国ではなく、佐渡国の国司のポストが臨時に支給され、その任料を忠実が得ていたと理解すべきではないだろう。外官ではないが、忠実は元永二年（一一一九）に内舍人を臨時給で得ている（『大間成文抄』第六臨時給）。また、

ここには国を賜るとあるが、公卿が国司を兼任することを兼国というように、これは国司のポストを給されたの意であろう。

天永二年（一一二一）に権大納言源俊実の辞官申任によりその子の忠高が美濃守になるのだが、『実行公記』（『大日本史料』三一・一一一八九）の同年正月二二・二三日条には、「京極大納言辞職申受領」「俊実卿辞職被申美乃国」とあり、ここからも受領＝国守と国が同意であることがわかる。憶測に終始したが、佐渡国と忠実の関係については十分な検討が必要であると思われる。

(54) 『殿曆』永久四年一月一六日条。

(55) 撰関家家司の知行国主としてはわずかに藤原為隆・光房父子がみえるだけだが、彼らが知行国を持ち得たのは経済的奉仕に期待する撰関家の支援があったためと推測される。

- (56) 『中右記』保安元年六月五日条。なお、藤原宗忠の新堂造営については、戸田芳実『中右記』（そしえて、一九七九年）を参照した。
- (57) 『中右記』大治二年三月三日条。
- (58) 『中右記』天永二年七月二九日条に「宗成任受領事、偏是殿下広恩也」、『殿曆』同日条に「因幡侍從宗成依余」とある。
- (59) 『小右記』治安三年九月二日条。
- (60) 同註（1）前掲（A）論文。
- (61) 卷三十一—四。嘉保元年（一〇九四）に六七才で没したことから逆算すると、尾張守になったのは長久三年（一〇四二）となる。
- (62) 卷三二。但馬守になったのは長元九年（一〇三六）である。
- (63) 『公卿補任』康平四年項、承保二年項。
- (64) 佐藤泰弘「平安時代における国家・社会編成の転回」、『日本史研究』三九二、一九九五年。
- (65) 『春記』長久二年三月一四日条、『古事談』卷一一六四。
- (66) 院政期になると父子が同時に受領となる事例が多くみられるが（表1）、撰関期においても源済政・資通、源頼光・頼国、藤原邦恒・行房父子は同時に受領となっている。父子で受領になればその一家の収入は莫大なものになったと想定されるが、彼らはいずれも撰関家の家司や近習者であり、撰関家及びその周辺に富が集積された様子を示すものといえよう。ただし、撰関期においてはこうした事例は少数であり、また次にみる公卿と同様父親の受領を知行国主とすることができるかどうかは疑問である。

(67) 『小右記』寛仁二年一二月三日条。同六月四日条も同内容の史料である。

(68) 日本古典文学大系『栄花物語』上巻一八四頁。同様のことは、同『栄花物語』上巻一八八頁、二八九頁、同三七六頁、下巻二八頁からもわかる。

(69) 前者の例としては、藤原惟憲をあげることができる。惟憲は道長の家司で、その妻は後一条天皇の乳母となっている。惟憲は二〇年近くにわたって受領をつとめたあと、大宰大式に転じ、帰京の際には「隨身珍宝不知其数云々、九国一嶋物掃底奪取、唐物又同、已似志恥、近代以富人為賢」(『小右記』長元二年七月二日条)と非難されている。従って、惟憲の場合の子の憲房が受領になったことにより、一家の収入はさらに増加したと考えられる。藤原通任などは後者の例であろう。通任は三条天皇皇后臈子の兄弟で、三条朝には反道長派の一人と目されている(『小右記』長和元年七月二日条)。通任は寛弘八年(一〇一一)に参議になったものの権中納言に昇進したのは二四年後の長元八年(一〇三五)のことであり、道長・頼通政権下で冷遇されていた様子がうかがえる。従って、長元四年に二三才の師成が小一条院の院分により受領となった背景には、一家の収入を維持・確保しようとする通任の意図があったものと推測される。

(70) 上島亨氏は、公卿は「一一世紀には受領の地位にそれ程興味を示さなかった」とされるが、支持し難い。一〇世紀後半以降見任公卿の子が受領となる例が増えること、また次にみるように藤原実資が猛烈な任官運動を行い、源重信が子息の受領補任を「懇奏」したことを考えあわせると、公卿は「摂関期には受領の地位にそれ程魅力を感じていなかった」とはとうていいえないように思われる。上島氏のこうした見解は、摂関期には「封戸制は公卿集團の経済的基盤として機能して」いたとの考え方に基づくものだが、この考え方自体に問題があることは本文で述べた通りである。なお、封戸制について補足すると、摂関期からそれはすでに解体過程に入っており、院政期になると解体の速度が速まることは事実としても、両者は同じ局面にあり、従って、摂関期と院政期は連続的にとらえるべきであって、両者の違いをことさらに強調することにあまり意味はないと考える。

- (71) 治安元年二月一日条。
- (72) 同二月二日条。
- (73) 万寿元年一〇月一三日条。
- (74) 万寿二年三月一七日条、同二日条、同七月八日条、同八月八日条。
- (75) 治安三年七月二九日条、同八月四日条、八月七日条、閏九月九日条など。
- (76) 『小右記』永祚元年二月一日条。
- (77) 天元二年(九七九)の参議源惟止、永延二年(九八八)の中納言藤原文範、寛弘五年(一〇〇八)の参議菅原輔止、長元二年(一〇二九)の権中納言藤原朝経、長元八年の中納言藤原兼隆、長久四年(一〇四三)の権中納言源道方など(酒井宏治註(23)前掲論文による)。
- (78) 『小右記』寛仁二年三月四日条、同二月一三日条。
- (79) 『小右記』永祚元年二月一日条。